

岩手県指定種子生産ほ場の指定に関する要領

農園第 553 号

制定 令和 3 年 3 月 30 日

改正 令和 3 年 8 月 20 日

第 1 目的

この要領は、岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（令和 3 年岩手県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 7 条に規定する種子生産ほ場の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 指定種子生産ほ場の指定の申請

農業改良普及センター所長は、条例第 7 条第 2 項の規定に基づき指定種子生産ほ場の指定を受けようとする者に、次のとおり申請させるものとする。

- (1) 岩手県主要農作物等の種子等に関する条例施行規則（令和 3 年岩手県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する指定種子生産ほ場指定申請書は、指定を受けようとする者本人が申請する場合（以下「本人申請の場合」という。）にあつては様式第 1 号、種苗業者（種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 2 条第 6 項に規定する種苗業者をいう。以下同じ。）その他の者が代行して申請する場合（以下「代行申請の場合」という。）にあつては様式第 2 号によるものとする。
- (2) 本人申請の場合にあつては、本人の住所地を所管する農業改良普及センター所長に、代行申請の場合にあつては、申請に係るほ場の所在地を管轄する農業改良普及センター所長に指定種子生産ほ場指定申請書を提出するものとする。

第 3 指定種子生産ほ場の指定

1 農業改良普及センター所長は、条例第 7 条第 1 項に規定する指定種子生産ほ場の指定を次のとおり行うものとする。

- (1) 農業改良普及センター所長は、提出のあつた指定種子生産ほ場指定申請書の内容を別記により確認し、申請に係るほ場について、主要農作物の優良な種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者が経営し、かつ、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認められる場合にあつては、当該ほ場を指定することとし、その旨、指定種子生産ほ場指定書（様式第 3 号）により通知するものとし、それ以外の場合にあつては、当該ほ場を指定しないこととし、その旨、様式第 4 号により通知するものとする。
- (2) 前号に規定する通知は、次の期日までに行うものとする。

区 分		期 日
春夏作	稲、大麦（春まきのものに限る。）、小麦（春まきのものに限る。）及び大豆	3 月 15 日
秋冬作	大麦（春まきものを除く。）及び小麦（春まきものを除く。）	9 月 15 日

- 2 農業改良普及センター所長は、指定種子生産ほ場の指定の状況を取りまとめ、前項第2号に規定する期日までに、様式第5号により、農産園芸課総括課長に報告しなければならない。

第4 原種の供給

- 1 農産園芸課総括課長は、第3第2項に規定する報告を受けたときは、速やかに、様式第6号により、指定種子生産ほ場を営業者ごとの原種の供給量を岩手県農業研究センター所長に通知するものとする。
- 2 岩手県農業研究センター所長は、前項の通知に従って、指定種子生産ほ場を営業者者に原種を供給するものとする。ただし、農産園芸課総括課長が特に必要と認めたときは、岩手県農業研究センター所長は、前項の規定によらず、指定種子生産ほ場を営業者者及び指定種子生産ほ場を営業者者以外の者に原種を供給することができる。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月20日から施行する。

別記（第3の1関係）

指定種子生産ほ場指定申請書の内容の確認事項

- 1 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の自然条件を有する地域内にほ場があること。
- 2 周辺のほ場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体又は汚水等から種子の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。
- 3 同一のほ場において前作と同じ農作物の種子を生産する場合には、前作の収穫後1年以上経過した後に栽培が開始されていること。ただし、前作で生じた異種等種子がほ場に残留しないための措置を講じている場合は、この限りでない。
- 4 隣接して同じ農作物を生産するほ場がある場合には、当該ほ場と畦畔、障害物等によって区分され、かつ、十分な距離が確保されるようにすること。ただし、交雑を防止するための措置を講じている場合は、この限りでない。
- 5 必要な知識及び技術を有する者によって、ほ場が経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われること。
- 6 ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。

様式第1号（第2関係）

指定種子生産ほ場指定申請書（本人申請用）

年 月 日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 様

申請者 住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

岩手県主要農作物等の種子等に関する条例第7条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類及び品種の名称

ほ場番号	ほ場の所在地	ほ場1筆ごとの面積(a)	主要農作物の種子の種類名称	主要農作物の種子の品種名称

備考 必要に応じて行を追加すること

- 2 主要農作物ごとの4年間の採種の計画

	主要農作物の種子の種類名称	主要農作物の種子の品種名称	原種の必要数量(kg)	採種ほ全体の面積(a)	種子の生産予定数量(kg)
年産					
年産					
年産					
年産					

備考 申請する年産から記載すること

- 3 主要農作物の採種に関する経験

- (1) 自家採種以外の採種の経験の有無

有 無

- (2) 自家採種以外の採種に係る主要農作物の種類及び採種の回数（(1)で「有」の場合に記載してください。）

主要農作物の種類	採種の回数

備考 必要に応じて行を追加すること

4 種子事故の防止の取組及び種子事故の発生への対応

(1) 種子事故の防止の取組

(2) 種子事故の発生への対応

備考1 1に掲げる事項は、ほ場1筆ごとに記載し、所在地は番地まで記入し、面積は実測面積によること。

2 3の主要農作物の採種に関する経験については、自家採種以外の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあっては、採種に係る主要農作物の種類及び採種の回数を記載すること。

3 4の種子事故とは、製品への発芽不良種子の混入、異品種種子の混入、異種種子の混入、雑草種子の混入及び種子伝染性病害に罹病した種子の混入をいう。

指定種子生産ほ場指定申請書（代行申請用）

年 月 日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 様

申請者 住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

岩手県主要農作物等の種子等に関する条例第7条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類及び品種の名称
別紙1のとおり

- 2 主要農作物ごとの4年間の採種の計画

	主要農作物の 種子の種類 の名称	主要農作物の 種子の品種 の名称	原種の必要 数量(kg)	採種ほ全体 の面積(a)	種子の生産 予定数量(kg)
年産					
年産					
年産					
年産					

備考 申請する年産から記載すること

- 3 主要農作物の採種に関する経験

別紙2のとおり

- 4 種子事故の防止の取組及び種子事故の発生への対応

(1) 種子事故の防止の取組

(2) 種子事故の発生への対応

備考1 1に掲げる事項は、ほ場1筆ごとに記載し、所在地は番地まで記入し、面積は実測面積によること。

2 4の種子事故とは、製品への発芽不良種子の混入、異品種種子の混入、異種種子の混入、雑草種子の混入、種子伝染性病害に罹病した種子の混入をいう。

3 申請に係るほ場の経営者と種苗業者の間に、種子の生産受委託契約が存在し、生産

受委託契約に種苗業者が代行申請できるとの規定がある場合にあつては、種苗業者が申請することが出来る。この場合において、1及び3に掲げる事項については、生産受委託契約を締結しているすべての経営者について別紙1及び別紙2に記載すること。また、2及び4に掲げる事項については、種苗業者としての計画及び取組等を記載すること。また、種子生産受委託契約書の写しを添付すること。

- 4 申請手続の委任契約等による代行申請の場合、2及び4に掲げる事項については、申請に係るほ場の経営者ごとに計画及び取組等を記載すること（任意様式）。また、申請手続の委任契約書、委任状等の写しを添付すること。

別紙 1

指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする
主要農作物の種子の種類及び品種の名称

ほ場 番号	ほ場の経営者の 氏名又は名称	ほ場の所在地	ほ場1筆ご との面積 (a)	主要農作物の種 子の種類の名称	主要農作物の種 子の品種の名称

備考 必要に応じて行を追加すること

別紙2

主要農作物の採種に関する経験

ほ場の経営者の氏名又は名称	主要農作物の採種に関する経験	
	主要農作物の種類	採種の回数

備考 必要に応じて行を追加すること

指定種子生産ほ場指定書

申請者 住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日付指定種子生産ほ場の指定申請については、岩手県主要農作物等の種子等に関する条例第7条第1項の規定により、令和 年度指定種子生産ほ場として指定する。

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 印

ほ場指定番号	指定種子生産ほ場を経営する者	ほ場の所在地	ほ場1筆ごとの面積(a)	主要農作物の種子の種類名称	主要農作物の種子の品種名称

備考 必要に応じて行を追加すること

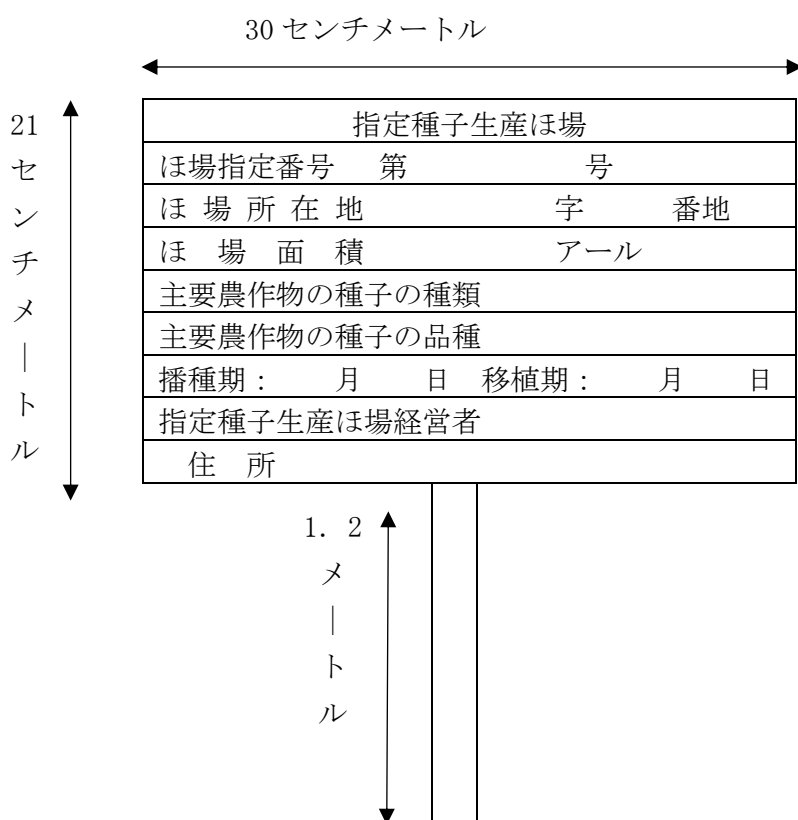
なお、採種ほの運営に当たっては、別紙の内容に留意するとともに、農業改良普及センターと連携を図ってください。

(別紙)

1 標札の設置について

- (1) 指定種子生産ほ場には、ほ場の検査前から収穫時まで、下記の内容による標札を設置してください。
- (2) 標札は、堅牢なものとするとともに、標札の記載事項を耐水性のインク等を用いて記載し、見やすいところに設置してください。
- (3) ほ場の検査において、検査基準に適合しないことが判明した場合は、直ちに標札を撤去してください。

<標札>



2 ほ場検査の時期について

下記の時期に行うので、事前協議と併せて対応してください。

種類	検査時期	
	第1期	第2期
稲、大麦及び小麦	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

3 稲ばか苗病のほ場巡回について

水稻については、ほ場検査第1期の前に、指定種子生産ほ場を経営する者又は農業協同組合の種子生産部会等が、農業改良普及センターの指導のもと、原則2回以上、稲ばか苗病のほ場巡回を行うよう、対応してください。

4 生産物検査について

種子の出荷前に、生産物検査を行うので、事前協議と併せて対応してください。

5 種子の乾燥調製について

(1) 種子の乾燥調製を行うための施設・設備の条件

- ア 乾燥調製に当たって混種が起こらないような方法が採用されている。
- イ 乾燥調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっている。
- ウ 乾燥調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されている。
- エ 乾燥調製作業の責任者が確保されている。

(2) 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限り、ただし、同質遺伝子品種の種子を混合する場合は除きます。

様式第4号（第3の1関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 印

指定種子生産ほ場指定申請について

年 月 日付指定種子生産ほ場の指定申請については、指定しないこととしましたのでお知らせします。

理由

様式第5号（第3の2関係）

第 号
年 月 日

農産園芸課総括課長 様

農業改良普及センター所長

指定種子生産ほ場の指定について（報告）

岩手県主要農作物等の種子等に関する条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり指定したので、報告します。

様式第6号（第4の1関係）

第 号
年 月 日

岩手県農業研究センター所長 様

農産園芸課総括課長

指定種子生産ほ場を経営する者への原種の供給について
このことについて、下記のとおり原種を供給してください。

記

供給先 (指定種子生産ほ場を経営する者)	主要農作物の種 子の種類の名称	主要農作物の種 子の品種の名称	数量 (kg)

(参考1)

令和 年産 主要農作物等の種子の生産委託契約書

〇〇〇〇(種子生産者)(以下「甲」という)と〇〇〇〇農業協同組合等(以下「乙」という)とは、令和〇年産主要農作物等の種子の生産委託について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結(以下「本契約」という)し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書の条項に基づき、令和〇年主要農作物等の種子の生産計画書(以下「生産計画」という。)に従い、法令を順守し、この契約(この契約書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 甲は、契約書記載の委託期間内に本契約に基づき生産した主要農作物等の種子(以下「種子」という。)を乙に引き渡すものとし、乙は、その委託料を甲に支払うものとする。

(委託期間)

第2条 本契約は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(出荷契約金)

第3条 出荷契約金の単価は、生産契約数量60kg(又は面積10a)当たり〇〇〇〇円とし、種子の精算金より差引控除により甲から乙に返還するものとする。この方法により返還することができない場合であっても、出荷契約の概算金より順次差引控除により返還するものとする。

2 出荷契約金は、乙から甲へ、令和 年 月 日までに支払うものとする。

(契約の譲渡)

第4条 甲は、事前に乙の書面による承認を得なければ、本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

(生産計画の変更)

第5条 甲及び乙は、生産計画を変更する必要があるときは、当該変更の実施につき、別途協議し書面により定めるものとする。

(検査の代行申請)

第6条 乙は、甲の申し出により、岩手県主要農作物等の種子等に関する条例第7条2項の規定による申請を代行することができる。

(生育期間中のほ場管理)

第7条 甲は、種子を生産するために必要な作物の生育期間中を通して適期にほ場を見回り、異株、罹病株の除去を行う。甲は乙の指示する種子の生産技術及び農業改良普及センターの指導事項を遵守し、履行するものとする。

(種子の売り渡し)

第8条 甲は、生産計画にある種子の数量を、乙の指示する期日までに、乙の指定する種子センターに搬入するものとする。

2 売り渡しの対象となる種子は、種子生産ほ場の種子で、種苗法に基づく生産等基準に適合し、農産物検査法における種子水稻うるちもみ、種子水稻もちもみ、種子大麦、種子小麦及び種子大豆の規格に適合したものとする。また、気象災害等による種子不足に対応す

る種子は、農産物検査法における水稻うるちもみ、水稻もちもみ、普通小粒大麦、普通小麦及び普通大豆の規格に適合したものとする。

3 種子計画を超える数量については、甲、乙協議の上、処理するものとする。

4 確保数量については、精算書により甲、乙双方が確認するものとする。

(種子の代金)

第9条 乙が、甲より買い入れる価格については、価格設定委員会等で協議検討を経て決定した価格とする。

2 種子代金の支払は、価格が決定後、諸経費等を控除した金額を甲の取引口座へ振り込むこととする。

(種子事故等)

第10条 事故が発生した場合は、甲、乙誠意をもって解決に当るものとする。

2 採種契約ほ場の種子生産量について、天災その他不可抗力により減収が予想される場合には、甲は速やかに乙に報告するものとする。

(法令遵守)

第11条 甲は、本契約の実施にあたり、関係法令（食糧法、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法、種苗法等）および県・市町村の関係条例の定めを遵守して行うことを保証するものとする。

(契約の解除・暴力団等の排除)

第12条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該甲又は乙は、その一切の債務につき、当然に期限の利益を失い、ただちに相手方に対して弁済する。この場合において、相手方は、自己の責めに帰すべき事由が認められるか否かにかかわらず、本契約、本契約に基づく個別契約その他本契約に付随する合意（以下、併せて「本契約等」という）の全部又は一部を、催告をすることなく解除することができる。

(1) 他から仮差押え・仮処分・強制執行・競売などの申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(2) 破産・民事再生・特別清算・会社更生その他法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。

(3) 事業の全部または重要な一部の廃止、又は廃止しようとしたとき。

(4) 自ら振出し又は引受けた手形もしくは小切手につき、不渡事故が発生したとき、又は支払停止・支払不能の状態にいたったとき。

(5) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(6) 商品の欠陥に起因した製造物責任事故を発生させたとき。

(7) 合併によらないで解散したとき。

(8) 本契約等の重大な違反、一定期間連絡が取れなくなるなどその他信頼関係が著しく破壊され、本契約等を継続し難いと認められるやむを得ない事由があるとき。

(9) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（甲又は乙が個人である場合にはその者を、甲又は乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 甲が、アからオまでのいずれかに該当する者を、契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に乙が甲に対して当該契約の解除を求め、甲がこれに従わなかったとき。

(10)自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。

(11)相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、又は関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

2 甲又は乙が本契約等に定める義務を履行しない場合、相手方は当該甲又は乙に対して相当期間を定めてその履行を催告し、当該期間内に履行されない場合は、当該甲又は乙は、その一切の債務につき、期限の利益を失い、ただちに相手方に対して弁済する。この場合、相手方は、自己の責に帰すべき事由が認められるか否かにかかわらず、本契約等の全部または一部を解除することができる。

（不当介入に対する措置）

第13条 甲は、甲が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は乙に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

（秘密の保持）

第14条 甲の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（補則）

第15条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印し、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

令和〇年 主要農作物等の種子の生産計画書

種子生産者名：

1 生産する種子の種類、品種名、数量

種類	品種名	種子生産ほ場所在地	ほ場面積 (a)	契約数量 (kg)	出荷契約金 (円)	
合計						

備考 必要に応じて行を追加すること

令和〇年産 種子精算書

種子生産者名 様

精算日：令和 年 月 日

農業協同組合名
代表者の氏名 (印)

精算額は下記のとおりですので通知します

記

1 荷受内訳

- (1) 荷受重量：
(推定玄米重量：)
- (2) 売渡数量：

2 種子精算

(1) 精算項目

	金額
売渡金額 (単価〇〇円)	円
消費税 (〇%)	円
売渡金額	円

(2) 控除項目

包装代 (税込・税別)	
検査手数料 (税別・税込)	円
組合費	円
共済積立金	円
出荷契約金	円
仮払金	円
控除合計	円

差引生産額： _____ 円

(参考2)

令和 年産 主要農作物等の種子の生産委託契約書

〇〇〇〇(以下「甲」という)と〇〇〇〇農業協同組合等(以下「乙」という)とは、令和〇年産主要農作物等の種子の生産委託について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結(以下「本契約」という)し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書の条項に基づき、令和〇年主要農作物等の種子の生産計画書(以下「生産計画」という。)に従い、法令を順守し、この契約(この契約書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の委託期間内に本契約に基づき生産した主要農作物等の種子(以下「種子」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その委託料を乙に支払うものとする。

(委託期間)

第2条 本契約は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約の譲渡)

第3条 乙は、事前に甲の書面による承認を得なければ、本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

(生産計画の変更)

第4条 甲及び乙は、生産計画を変更する必要があるときは、当該変更の実施につき、別途協議し書面により定めるものとする。

(種子の生産の再委託等)

第5条 乙は、種子の生産をその組合員(以下「種子生産者」という)に再委託できるものとする。この場合、種子生産者と協議し種子生産ほ場を選定して当該種子生産者と種子の生産委託契約を締結するものとする。

2 乙は再委託先の種子生産者に本契約の内容を遵守させ、適切な管理監督を行う。

3 乙と種子生産者が主要農作物等の種子の生産委託契約に基づき、条例第7条2項の規定による申請を乙が代行する場合、乙の申し出により、甲が乙の代行する申請のすべてを代行することができる。

(生育期間中のほ場管理)

第6条 乙は、種子を生産するために必要な作物の生育期間中を通して適期にほ場を見回り、異株、罹病株の除去を行う。また、乙は甲の指示する種子の生産技術及び農業改良普及センターの指導事項を遵守し、履行するものとする。

(種子扱の調製)

第7条 乙は、種子の調製を品種毎、生産者毎に実施し、品種毎、生産者毎、乾燥処理毎にロットを区分するものとする。

ただし、原料荷受けの確認で品質格差が生じない場合は、複数の生産者を混合乾燥し、種子調製することができる。

その場合は、品種毎、乾燥処理毎、調製日毎にロットを区分する。

2 乙は、前項のロット区分にあたり、同一品種、同一生産者であっても、特定のほ場において倒伏が激しく他のほ場の収穫物と品質格差が生じると見込まれる場合は、倒伏が激し

い特定ほ場の種子粃とその他のほ場の種子粃とでロットを区分する。また、同一品種、同一生産者であっても、収穫時に天候等の急変があり品質格差が生じると見込まれる場合は、その前後でロットを区分するものとする。

3 荷姿は、水稲はフレコン・800kg又は紙袋・20kgとし、小麦と大豆は紙袋・30kgとする。

(種子の売り渡し)

第8条 乙は、生産計画にある種子の数量を、甲の指示する期日までに、乙の倉庫で甲に売り渡すものとする。

2 売り渡しの対象となる種子は、種子生産ほ場の種子で、種苗法に基づく生産等基準に適合し、農産物検査法における種子水稲うるちもみ、種子水稲もちもみ、種子大麦、種子小麦及び種子大豆の規格に適合したものとする。また、気象災害等による種子不足に対応する種子は、農産物検査法における水稲うるちもみ、水稲もちもみ、普通小粒大麦、普通小麦及び普通大豆の規格に適合したものとする。

3 種子計画を超える数量については、甲、乙協議の上、処理するものとする。

4 確保数量については、別紙確認書により甲、乙双方が確認するものとする。

5 採種の過程で発生した稲わら、粃がら、ふるい下米等（これらを総称して以下「副産物」という）は乙が全量処分を行い、処分費用は乙の負担とするものとする。

(種子の代金)

第9条 乙が種子生産者から買い入れる価格並びに乙が甲に売り渡す価格は、甲の定めた価格とする。

2 甲が乙に支払う種子代金は、全国農業協同組合連合会岩手県本部から甲に入金後、5営業日以内とする。

3 在庫種子の精算は、最後の種子供給確認後90日以内とする。

(種子粃の保管)

第10条 乙は、農業倉庫より出庫するまでの期間、善良な管理者の注意義務をもって保管するものとし、その費用は乙が負担する。

2 乙の保管中に品質事故等が発生した場合は、乙が責を負うものとする。

(種子事故等)

第11条 事故が発生した場合は、甲、乙誠意をもって解決に当るものとする。

2 採種契約ほ場の種子生産量について、天災その他不可抗力により減収が予想される場合には、乙は速やかに甲に報告するものとする。

(法令遵守)

第12条 乙は、本契約の実施にあたり、関係法令（食糧法、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法、種苗法等）および県・市町村の関係条例の定めを遵守して行うことを保証するものとする。

(契約の解除・暴力団等の排除)

第13条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該甲又は乙は、その一切の債務につき、当然に期限の利益を失い、ただちに相手方に対して弁済する。この場合において、相手方は、自己の責めに帰すべき事由が認められるか否かにかかわらず、本契約、本契約に基づく個別契約その他本契約に付随する合意（以下、併せて「本契約等」という）の全部または一部を、催告をすることなく解除することができる。

(1) 他から仮差押え・仮処分・強制執行・競売などの申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(2) 破産・民事再生・特別清算・会社更生その他法的整理手続開始の申立てを受け、又は

自らこれらの申立てをしたとき。

- (3) 事業の全部または重要な一部の廃止、又は廃止しようとしたとき。
- (4) 自ら振出しまたは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡事故が発生したとき、又は支払停止・支払不能の状態にいたったとき。
- (5) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (6) 商品の欠陥に起因した製造物責任事故を発生させたとき。
- (7) 合併によらないで解散したとき。
- (8) 本契約等の重大な違反、一定期間連絡が取れなくなるなどその他信頼関係が著しく破壊され、本契約等を継続し難いと認められるやむを得ない事由があるとき。
- (9) 次のいずれかに該当するとき。

ア 理事等（農業協同組合の理事又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 理事等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 理事等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 理事等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約、又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を、再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(10) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。

(11) 甲に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

- 2 甲又は乙が本契約等に定める義務を履行しない場合、相手方は当該甲または乙に対して相当期間を定めてその履行を催告し、当該期間内に履行されない場合は、当該甲または乙は、その一切の債務につき、期限の利益を失い、ただちに相手方に対して弁済する。この場合、相手方は、自己の責に帰すべき事由が認められるか否かにかかわらず、本契約等の全部または一部を解除することができる。

（不当介入に対する措置）

第14条 甲は、乙又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

（秘密の保持）

第15条 乙の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第16条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印し、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

令和〇年 主要農作物等の種子の生産計画書

農業協同組合等名：

1 生産する種子の種類、品種名、数量

種類	品種名	種子生産ほ場所在地	ほ場面積 (a)	10a 当り 生産数量(kg)	契約数量 (kg)
合計					

2 種子の契約額

種類	品種名	等級	確保数量(kg)	乙から甲への 売渡単価(円)	契約額 税抜(円)
合計					

確 認 書

令和 年 月 日

〇〇〇〇 (甲)
代表者の氏名 様

農業協同組合名
代表者の氏名 (印)

令和〇〇年産 〇〇種子 (〇〇地域) の確保数量を、以下のとおり報告します。

作物名	品種名	荷姿	等級	種類	確保数量 (kg)	確保数量 (袋換算)	備 考
水稻種子	〇〇〇〇〇	紙袋	合格		1,600	80	
水稻種子	〇〇〇〇〇	800kg/ フレコン	合格		1,600	80	フレコン2本
〇〇〇〇〇		小計					
小麦種子	△△△△△	紙袋	合格		2,400	80	
〇〇種子	△△△△△						
△△△△△		小計					
大豆種子	□□□□□	紙袋	合格		2,400	80	
〇〇種子	□□□□□						
〇〇種子	□□□□□						
□□□□□		小計					
合 計							

令和 年 月 日

〇〇〇〇農業協同組合
代表者名 様

〇〇〇〇 (甲)
代表者名 (印)

令和〇年産 〇〇種子 (〇〇地区) の確保数量を、以上のとおり確認しました。